

初期登録サービス契約事項

(初期登録サービスの範囲)

第1条 当社は初期登録サービスを、初期登録サービスに関わる本件サービス仕様書の定めに従い、契約者に提供します。

なお初期登録サービスとは、契約者専用のサーバ環境設定に伴う以下の作業の全般を言います。

- ① 第三者データセンターへの利用申込
- ② サーバソフトのインストール及び設定
- ③ 契約者へのアクセス先の通知及びIDの発行
- ④ 当社が指定したアクセス先への導通確認及びサポート

(責任の範囲)

第2条 当社は、初期登録サービスを善良なる管理者の注意義務をもって遂行するものとします。

1. 当社は、初期登録サービスにおいて、契約者の業務などの完成などを保証するものではありません。

(初期登録サービスの期間)

第3条 初期登録サービスは、利用規約第3条所定の個別契約において定める初期登録サービスの開始日から開始され、本条項第5条に定める確認の完了を持って終了するものとします。

(適用確認及びその他のテスト)

第4条 契約者は、初期登録サービスによって設定された利用規約第14条所定のID等が、正常に利用できることを検証するため、適用確認及びその他必要なテストを実施し、当社はこれに協力するものとします。

(初期登録サービスの完了確認)

第5条 当社は、契約者に対して、初期登録サービスによって設定された利用規約第14条所定のID等を交付するものとします。

2. 契約者は、前項のID等の受領後10日以内に、当該ID等が利用可能であることを確認するものとします。当社が、契約者に対して、当該ID等を交付してから10日以内に、契約者から書面による異議の申し出がない限り、当該期間の満了時に、契約者による当該ID等の確認は完了したものとします。

(初期費等の支払)

第6条 契約者は、当社に対し、初期登録サービスの対価として、別紙 2「サービス料金表」所定の初期費用及びその他初期費用の合計額に消費税及び地方消費税を加えた金額(以下「初期費等」という。)を支払うものとします。

2. 契約者は当社に対し、定められた期日までに、前条所定のサービス料金等を口座への銀行振込により支払うものとします。
3. 契約者が当社に対し、サービス料金等を支払い遅延した場合は、当社は契約者から、支払遅延日数に応じて年利14.6%の割合で延滞金を申し受けることができるものとします。
4. 理由の如何にかかわらず、当社は、契約者に対し、契約者が当社に支払った初期費等に関し一切の払い戻しを行いません。

以上